

国のがん対策推進基本計画の変更点(項目及び概要等)

<p style="text-align: center;">旧計画 (平成19年6月策定) (記載内容：事務局による要約)</p>	<p style="text-align: center;">新計画 (平成24年6月策定) (記載内容：国資料(一部下線・強調等は事務局))</p>
<p>趣旨</p> <p>がん対策推進基本計画(以下「基本計画」という)は、がん対策基本法に基づき策定するものであり、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものである。今後は基本計画に基づき、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」を目指す。</p>	<p>趣旨</p> <p>がん対策推進基本計画(以下「基本計画」という)は、がん対策基本法に基づき政府が策定するものであり、平成19年6月に策定され、基本計画に基づきがん対策が進められてきた。今回、前基本計画の策定から5年が経過し、新たな課題も明らかになっていることから、見直しを行い、新たに平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにするものである。これにより「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」を目指す。</p>
<p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施 ○ 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施 	<p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施 ○ 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施 ○ <u>目標とその達成時期の考え方</u>
<p>第2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>1 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成</p> <p>手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療が求められているため、<u>放射線療法及び化学療法を専門的に行う医師を養成するとともに、こうした医師が専門性を発揮できる環境整備を行う。</u>また、医師以外の医療従事者が協力して治療に当たる体制を構築していく。</p> <p>2 治療の初期段階からの緩和ケアの実施</p> <p>がん診療に携わる<u>医師の研修により、精神心理的な苦痛に対する心のケア等を含めた全人的な緩和ケアの提供体制を整備するとともに、緩和ケアに関する専門的な知識や技能を有する医療従事者を育成していく。</u></p>	<p>第2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>1 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成</p> <p>がん医療を専門的に行う医療従事者を養成するとともに、<u>チーム医療を推進し、放射線療法、化学療法、手術療法やこれらを組み合わせた集学的治療の質の向上を図る。</u></p> <p>2 <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u></p> <p>がん医療に携わる<u>医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケアの提供体制をより充実させる。</u></p>

<p style="text-align: center;">旧計画 (平成19年6月策定) (記載内容：事務局による要約)</p>	<p style="text-align: center;">新計画 (平成24年6月策定) (記載内容：国資料(一部下線・強調等は事務局))</p>
<p>(続き) 第2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>3 がん登録の推進</p> <p>がん登録はがん患者のがんの罹患，転帰その他の状況を把握し，分析し，がん対策の基礎となるデータを把握・提供する仕組みであるが，我が国においては整備が遅れているため（登録様式の標準化，未実施地域等），がん登録を円滑に推進するための体制整備を図る。</p>	<p>(続き) 第2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>3 がん登録の推進</p> <p>がん登録はがんの種類毎の患者の数，治療内容，生存期間などのデータを収集，分析し，がん対策の基礎となるデータを取得する仕組みであるが，未だ，諸外国と比べてもその整備が遅れており，<u>法的位置付けの検討も含めて</u>，がん登録を円滑に推進するための体制整備を図る。</p> <p>4 (新) 働く世代や小児へのがん対策の充実</p> <p>我が国で死亡率が上昇している<u>女性のがんへの対策</u>，<u>就労に関する問題への対応</u>，<u>働く世代の検診受診率の向上</u>，<u>小児がん対策等</u>への取組を推進する。</p>
<p>第3 全体目標 (並びに分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標)</p> <p>1 がんによる死亡者の減少 (75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)</p> <p>2 すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上</p>	<p>第3 全体目標</p> <p>1 がんによる死亡者の減少 (75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)</p> <p>2 すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</p> <p>3 (新) <u>がんになっても安心して暮らせる社会の構築</u></p>
<p>第3 (全体目標並びに) 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p> <p>(1) がん医療</p> <p>① 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成</p> <p>5年以内に，全ての拠点病院で放射線療法及び化学療法を実施できる体制を整備する。</p>	<p>第4 分野別施策と個別目標</p> <p>1 がん医療</p> <p>(1) 放射線療法，化学療法，<u>手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進</u></p> <p><u>3年以内に全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備する。</u></p> <p>(2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成</p> <p>がん医療を担う専門の医療従事者を育成し，がん医療の質の向上を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">個別目標は抜粋</div>

<p style="text-align: center;">旧計画 (平成19年6月策定) (記載内容：事務局による要約)</p>	<p style="text-align: center;">新計画 (平成24年6月策定) (記載内容：国資料(一部下線・強調等は事務局))</p>
<p>第3 (全体目標並びに) 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p>	<p>第4 分野別施策と個別目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個別目標は抜粋</div>
<p>((続き) (1) がん医療)</p> <p>② 緩和ケア</p> <p>5年以内に、緩和ケアの知識・技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加させる。(原則、全国すべての2次医療圏)</p> <p>緩和ケアチームを設置している医療機関を複数箇所整備する。(原則、全国すべての2次医療圏)</p> <p>③ 在宅医療</p> <p>住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数を増加させる。 (参考指標：在宅看取り率)</p> <p>④ 診療ガイドラインの作成</p> <p>科学的根拠に基づいて作成可能なすべてのがん種の診療ガイドラインを作成するとともに、必要に応じて更新していく。</p> <p>⑤ その他</p> <p>告知等に際しての医師のコミュニケーション技術向上，精神心理的サポート がん患者に対するリハビリテーション</p> <p>(2) 医療機関の整備等</p> <p>3年以内に、全国すべての2次医療圏において概ね1箇所程度拠点病院を整備する。</p> <p>5年以内に、すべての拠点病院において5大がんの地域連携クリティカルパスを整備する。</p>	<p>((続き) 1 がん医療)</p> <p>(3) <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u></p> <p>5年以内に、がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。</p> <p>3年以内に拠点病院を中心に緩和ケアチームや緩和ケア外来の充実を図る。</p> <p>(4) <u>地域の医療・介護サービス提供体制の構築</u></p> <p>3年以内に拠点病院のあり方を検討し、5年以内にその機能をさらに充実させる。また、在宅医療・介護サービス提供体制の構築を目指す。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ (4) のその他「取り組むべき施策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○拠点病院 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に関する研修の実施 ・切れ目なく在宅医療・介護サービスを受けられる体制の実現に努める ○在宅医療・介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が役割分担の下に参加する、地域完結型の医療・介護サービスを提供できる体制の整備を進める </div> <p>(5) <u>(新) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組</u></p> <p>有効で安全な医薬品を迅速に国民に提供するための取り組みを着実に実施する。</p> <p>(6) その他(病理, リハビリテーション, 希少がん)</p>

<p style="text-align: center;">旧計画 (平成19年6月策定) (記載内容：事務局による要約)</p>	<p style="text-align: center;">新計画 (平成24年6月策定) (記載内容：国資料(一部下線・強調等は事務局))</p>
<p>第3 (全体目標並びに) 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p>	<p>第4 分野別施策と個別目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個別目標は抜粋</div>
<p>(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供</p> <p>3年以内に、原則として全国すべての2次医療圏において相談支援センターを概ね1箇所程度整備する。</p> <p>5年以内に、すべての相談支援センターに、がん対策情報センターの研修を修了した相談員を配置する。</p> <p>(4) がん登録</p> <p>院内がん登録を実施している医療機関数を増加させるとともに、すべての拠点病院における院内がん登録の実施状況を把握し改善する。</p> <p>5年以内に、すべての拠点病院においてがん登録の実務担当者が必要な研修を受講する。</p> <p>(5) がんの予防</p> <p>すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること、適切な受動喫煙防止対策を実施すること、未成年者の喫煙率を3年以内に0%にすること、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援をおこなっていくことを目標とする。</p> <p>(6) がんの早期発見</p> <p>がん検診の受診率を5年以内に50%とする。</p>	<p>2 がんに関する相談支援と情報提供</p> <p>患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。</p> <p>3 がん登録</p> <p>法的位置付けの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、<u>がん登録の精度を向上させる。</u></p> <p>4 がんの予防</p> <p>平成34年度までに、<u>成人喫煙率を12%、未成年者の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。</u></p> <p>5 がんの早期発見</p> <p><u>がん検診の受診率を5年以内に50% (胃、肺、大腸は当面40%) を達成する。</u></p> <p>※健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、<u>受診率の算定に当たっては、海外諸国との比較等も勘案し、40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象とする。</u></p> <p>※がん検診の項目や方法は別途検討する。</p> <p>※目標値については、中間評価を踏まえ必要な見直しを行う。</p>

<p style="text-align: center;">旧計画 (平成19年6月策定) (記載内容：事務局による要約)</p>	<p style="text-align: center;">新計画 (平成24年6月策定) (記載内容：国資料(一部下線・強調等は事務局))</p>
<p>第3 (全体目標並びに) 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p> <p>(7) がん研究</p> <p>がんによる死亡者の減少，すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進する。</p>	<p>第4 分野別施策と個別目標</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">個別目標 は抜粋</p> <p>6 がん研究</p> <p>がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に，関係省庁が連携して，がん研究の今後の方向性と，各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。</p> <p><u>7 (新) 小児がん</u></p> <p>5年以内に，小児がん拠点病院を整備し，小児がんの中核的な機関の整備を開始する。</p> <p><u>8 (新) がんの教育・普及啓発</u></p> <p>子どもに対するがん教育のあり方を検討し，健康教育の中でがん教育を推進する。</p> <p><u>9 (新) がん患者の就労を含めた社会的な問題</u></p> <p>就労に関するニーズや課題を明らかにした上で，職場における理解の促進，相談支援体制の充実を通じて，がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。</p>
<p>第4 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化 2 都道府県による都道府県計画の策定 3 関係者等の意見の把握 4 がん患者を含めた国民等の努力 5 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化 6 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価 7 基本計画の見直し 	<p>第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等の連携協力の更なる強化 2 都道府県による都道府県計画の策定 3 関係者等の意見の把握 4 がん患者を含めた国民等の努力 5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 6 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定 7 基本計画の見直し